

せせらぎ苑
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
重要事項説明書

1. 施設の概要

1-1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 甲南会
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
代表者の氏名	理事長 森田 則久

1-2 短期入所生活介護

施設の名称	せせらぎ苑ショートステイ
施設の所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
滋賀県知事指定番号	2571400015 平成11年12月28日指定
施設管理者氏名	苑長 尾崎美登里
利用定員	20名
開設・事業開始年月日	平成9年4月1日
利用者相談担当(氏名)	澤田実希・中村志保・西川さやか
電話番号	0748-86-1020

1-3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	滋賀県知事の指定		利用定員	事業開始年月日
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	2571400015	68人	平成9年4月1日
通所介護	平成11年12月28日	2571400015	35人	平成9年4月1日
居宅介護支援事業	平成11年12月28日	2571400015		平成12年4月1日
訪問介護	平成26年4月1日	2571400015		平成26年4月1日

2. 施設の目的と運営方針

1. 施設の目的	・介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として短期入所生活介護サービスを提供します。
2. 施設の方針	・苑は、利用者に対し、ノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供します。

3. サービスの内容

3-1 職員体制

令和6年8月1日現在

職 員	人 数
管理者	1名
生活相談員	3名
介護職員	43名以上
看護職員	8名
機能回復訓練指導員	(看護職員が兼務) 1名
栄養士	2名

*介護老人福祉施設の職員数を含みます。

3-2 サービスの概要

営業日	年中無休			
受付時間	8:45~17:30			
サービス提供時間	24時間			
利用定員	20名			
居室	短期入所 専用居室	居室の種類	室数	面 積
		1人部屋	20	12.23 m ² (1室あたり平均)
	特 養 空 床 利用時	1人部屋	6	14.93 m ² (1室あたり平均)
		2人部屋	7	22.23 m ² (1室あたり平均)
		4人部屋	12	44.34 m ² (1室あたり平均)
設 備	食堂・機能回復訓練室・一般浴室・機械浴室 医務室・静養室・談話室			
食 事 朝食 7:45~ 昼食 12:00~ 夕食 17:30~	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの状態にあった食事を提供させていただきます。(きざみ食、流動食等の対応も可能)・のどの通りを良くし、誤嚥を予防する体操を行います。・ご家庭での食事についての質問、相談も受け付けます。			

入浴	<p>月～日曜日で、ご本人のお体の状態に合わせて入浴形態が異なります。</p> <p>○ストレッチャー浴○チェアー浴○一般浴 があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴前に看護職員による体温チェックがあり、異常があれば、入浴を中止することがあります。 ・入浴を中止した翌日は、全身清拭または更衣を行います。 ・苑内行事や年末年始等により入浴日が変更することもありますのでご了承ください。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にあったサービスを提供させていただきます。 ・苑では利用者にあった排泄用具を使用しておりますので、お困りのことや質問等お気軽にお申し付けください。
理容美容	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に2回（毎月第1水曜日・第3木曜日）業者による理容・美容サービスがございます。 ・その業者の設定する金額を支払っていただきます。
各種クラブ活動 レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイご利用中、苑内行事、クラブ活動等には、ご自由に参加できます。 ・内容によっては、材料費等実費負担をいただくことがあります。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当ケアマネジャーのケアプランに基づきご自宅、施設間の送迎をさせていただきます。 ・送迎時間についてはご希望に添えない場合がありますが、ご相談させていただきます。 ・土・日曜日及び12月31日から1月3日は送迎サービスはありません。（甲南町内は、土曜日も送迎させていただきます）

3-3 利用料金

* 支払方法

口座振込 ・ 自動引落 のいずれかになります。

毎月月末に締め切り、翌月15日までに請求通知をさせていただきます。

(自動引落につきましては、毎月27日(休日の場合翌営業日)の引き落とし後に領収書を送付いたします。)

※なお、自動引落についてJA口座以外の場合は、集金代行収納会社が金融機関との間に入ります。

1単位=10.33円により	1割負担	2割負担	3割負担
基本額(円)	個室・多床室	個室・多床室	個室・多床室
要支援1	466	932	1,398
要支援2	580	1,159	1,739
要介護1	623	1,246	1,869
要介護2	695	1,389	2,083
要介護3	770	1,539	2,309
要介護4	842	1,684	2,526
要介護5	914	1,827	2,740
夜勤体制加算(要介護1~5のみ)	14	27	41
サービス提供体制強化加算 Ⅲ	7	13	19
若年性認知症利用者受入加算※2	124	248	372
看護体制加算Ⅰ(要介護1~5のみ)	5	9	13
看護体制加算Ⅱ(要介護1~5のみ)	9	17	25
送迎加算(片道)	190	380	570
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記合計点数に14.0%を乗じた額		

※30日を超えてせせらぎ苑を利用することとなった場合、31日目以降基本額より31円(2割の場合62円・3割の場合93円)の減額となります。

実費負担分			
食費 (1日あたり)	朝食 250円 昼食 650円 夕食 650円	居住費 (1日あたり)	個室 1,231円 ※特養空床の場合のみ多床室を利用していただくことがあります。その際の居住費は915円(多床室)となります。
送迎費 (甲南町外)	甲南町を超えて、 1kmあたり20円	キャンセル料	ご本人やご家族の都合による場合に限りキャンセル料をいただきます。
電気使用料 他	電気毛布やテレビ、携帯電話など個人的な必要性で持ち込まれる電気製品1品目につき電気使用料として1日20円いただきます。 *理美容・各種クラブ活動・レクリエーション参加において、かかる実費につきましては、ご利用のつどお支払いいただきます		2週間前 1,000円 当日または途中退苑 1,500円

<p>秘密の保持及び個人情報 の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑および苑職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。 ・ 苑は、苑の職員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。 ・ サービスの提供にあたり、利用者の情報を他の事業者等と共有することが必要となります。そのため、別紙「個人情報の利用目的」について説明し同意の確認をします。
<p>サービスの記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑は、サービスの提供に関する記録を作成し、それを契約終了後2年間保管します。 ・ 利用者または家族からの申し出があれば、9時から17時の間で閲覧できます。
<p>身体拘束及び 行動の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしません。 ・ 苑が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者及び利用者の家族に対し、事前に、行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。
<p>体調の変化・ 事故の連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑は利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に主治の医師に連絡をとる等必要な処置を行います。そのために、各サービス利用中の緊急連絡先をお伝えください。 ・ ご利用中の医療機関への受診は、<u>原則家族の方で対応していただきます。</u> ・ ご利用中に医療機関にて内服薬等の受け渡しが必要な場合、原則家族の方で対応していただきます。
<p>損害賠償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑はサービスの提供にともなって、苑の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

事業者の契約解除	<p>次の場合、この契約は解除されます。</p> <p>① サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上滞納された場合</p> <p>② 利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の事項について、故意にそれを告げず、または事実と異なった告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>③ 利用者が故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行った場合</p>
利用者の契約解除	<p>利用者はいつでもこの契約の解除を申し入れることができます。</p>
契約の終了	<p>次の場合、この契約は終了します。</p> <p>① 利用者が死亡した場合</p> <p>② 要介護認定により自立と判定された場合</p> <p>③ 利用者が介護保険施設に入所した場合</p> <p>④ 苑が介護保険法に基づく指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合</p> <p>⑤ その他苑がサービスの提供が不可能になった場合</p>
契約に定めのない事項	<p>この契約に定めのない事項については、利用者または家族と協議の上、誠実に対処します。</p>

5. 利用の際の留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会希望される場合は事前にご連絡ください。 ・面会時間 9：00～16：00
飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に支障のない範囲であれば特に制限はしておりません。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内禁煙のため、喫煙はできません。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・苑内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者の迷惑等施設内での生活に支障をきたす場合、ご利用をお断りすることがあります。
宗教活動	<ul style="list-style-type: none"> ・苑内での利用者に対する執拗な勧誘等の宗教活動は禁止しております。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・苑内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

ボランティア及び実習生の受け入れ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑では施設の社会化を図るためにボランティアや実習生の受け入れを積極的に行う方針で運営しておりますので、地域住民等の施設への出入りが頻繁でございます。 ・ 利用者への迷惑にならないように十分配慮しておりますのでご理解ください。 	
苦情対応	苦情受付窓口	生活相談員	澤田 実希
	滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電 話：077-522-2651 F A X：077-522-2625	
	甲賀市長寿福祉課	甲賀市水口町水口5609番地 電 話：0748-69-2165	
	社会福祉法人 甲南会 第三者委員	吉川 鐘子 電話0748-86-4813 松本佐知子 電話0748-86-3536 伊藤 隆一 電話0748-86-1480	

